

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成22年11月30日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画について
- 議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 3号 事業計画変更承認申請について
- 議第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議第 6号 農地の競売（買受）適格者証明願いについて
- 議第 7号 農業委員会等に関する法律施行令第3条に係る農業委員選挙人名簿の審査方法について

報告事項

- 報第 1号 第2調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 基盤強化法の解約通知について
- 報第 3号 使用貸借の解約通知について
- 報第 4号 農地法適用外事実確認証明について
- 報第 5号 農地潰廃通報について
- 報第 6号 作付変更について
- 報第 7号 農地法第3条の3第1項の届出について

その他

出席委員 32名

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 齊藤 信一 委員 | 2番 小林 六一 委員 |
| 3番 村井 善一郎 委員 | 4番 大桃 惣一郎 委員 |
| 5番 佐藤 満 委員 | 6番 金子 良助 委員 |
| 7番 鶴巻 純一 委員 | 8番 刈屋 一夫 委員 |
| 10番 坂井 和弘 委員 | 11番 藤田 吉則 委員 |
| 12番 大橋 正臣 委員 | 13番 山ノ内 正 委員 |
| 14番 川勝 勳 委員 | 16番 大竹 一雄 委員 |
| 17番 野水 敏秋 委員 | 18番 高山 博 委員 |

19番	安達	宰	委員	20番	森山	昭	委員
21番	西	光明	委員	22番	野崎	文夫	委員
23番	大竹	正信	委員	24番	小師	勉	委員
25番	五十嵐	俊雄	委員	26番	鶴巻	俊樹	委員
27番	佐藤	宗司	委員	28番	安達	英作	委員
29番	村山	佐喜雄	委員	30番	佐々木	包茂	委員
31番	長谷川	清一	委員	33番	熊倉	睦	委員
34番	神子島	巖	委員	35番	佐藤	裕雄	委員

欠席委員 2名

15番	金子	純一	委員	32番	横山	敏夫	委員
-----	----	----	----	-----	----	----	----

職務のため出席した事務局職員

事務局長	平岡	勝司
事務局次長	石崎	亮
経営基盤係副参事	麦倉	政勝
農地係主任	佐藤	信幸

午前9時30分 開会及び開議

(午前9時30分 三條新聞社傍聴)

議長（大桃会長）

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在委員34名、欠員1名、出席32名、欠席2名で会議は成立します。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名いたします。5番、佐藤委員、31番、長谷川委員を指名いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（大桃会長）

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（平岡事務局長）

議第1号『農用地利用集積計画について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、15ページにありますように、新規設定が23件、19万3,364.57㎡、再設定が42件、25万3,988.89㎡、利用権移転が3件、7,199㎡、所有権移転が2件、1万1,984㎡、合計では70件、46万6,536.46㎡であります。

1 ページ、議案中の 77 番は、鶴田ほかの農地 3 筆、6,062 m²をあっせんにより
売買するものです。売買価格は、10 a 当たり約 82 万 5,000 円です。

78 番は、鶴田の農地 4 筆、5,922 m²をあっせんにより売買するものです。売買
価格は、10 a 当たり約 84 万 4,000 円です。

79 番は、棚鱗の農地 1 筆、4,087 m²を新規により 1 年間利用権設定するもので
あります。

80 番は、荒町 2 丁目の農地 1 筆、985 m²を新規により 3 年間利用権設定するもの
であります。

81 番は、栗林の農地 6 筆、4,534 m²を新規により 3 年間利用権設定するもので
あります。

82 番は、西本成寺 1 丁目の農地 13 筆、6,741 m²を新規により 3 年間利用権設
定するものであります。

2 ページ、83 番は、塚野目ほかの農地 4 筆、5,889 m²を新規により 3 年間利用
権設定するものであります。

84 番は、井戸場の農地 13 筆、8,681 m²を新規により 3 年間利用権設定するも
のであります。

85 番は、須戸新田の農地 1 筆、2,003 m²を新規により 4 年間利用権設定するも
のであります。

86 番は、東新保の農地 1 筆、989 m²を新規により 6 年間利用権設定するものであ
ります。

87 番は、北潟の農地 6 筆、3,191 m²を新規により 6 年間利用権設定するもので
あります。

88 番は、井栗の農地 20 筆、1 万 6,601 m²を新規により 6 年間利用権設定する
ものであります。

3 ページ、89 番は、白山新田の農地 30 筆、2 万 6 千 213 m²を新規により 6 年
間利用権設定するものであります。

4 ページ、90 番は、城山新田の農地 2 筆、396 m²を新規により 6 年間利用権設定
するものであります。

91 番は、井栗ほかの農地 51 筆、3 万 1,031.27 m²を新規により 6 年間利用
権設定するものであります。

5 ページ、92 番は、下保内の農地 1 筆、1,871 m²を新規により 6 年間利用権設
定するものであります。

93 番は、下保内の農地 15 筆、7,212 m²を新規により 6 年間利用権設定するも
のであります。

94 番は、西本成寺 1 丁目ほかの農地 6 筆、2,545 m²を新規により 10 年間利用
権設定するものであります。

6 ページ、95 番は、須戸新田の農地3筆、4,025 m²を新規により10年間利用権設定するものであります。

96 番は、須戸新田ほかの農地16筆、1万544 m²を新規により10年間利用権設定するものであります。

97 番は、西本成寺2丁目ほかの農地8筆、9,797 m²を新規により10年間利用権設定するものであります。

98 番は、東本成寺ほかの農地12筆、4,827 m²を新規により10年間利用権設定するものであります。

7 ページ、99 番は、吉田ほかの農地3筆、7,968 m²を新規により10年間利用権設定するものであります。

100 番は、川通中町の農地5筆、1万8,086 m²を新規により10年間利用権設定するものであります。

101 番は、川通中町の農地3筆、2万740 m²を新規により10年間利用権設定するものであります。

次の102番から14ページの143番までの42件は、再設定でありますので、省略をさせていただきます。

14 ページ、144 番は、白山新田の農地1筆、1,054 m²を利用権移転するものであります。

145 番は、北野新田ほかの農地6筆、5,087 m²を利用権移転するものであります。

146 番は、西鱈田の農地3筆、1,058 m²を利用権移転するものであります。

なお、いずれも書類確認及び経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果報告を願います。

第2調査部会長は、西代理の隣に着席願います。

第2調査部会長（31番長谷川清一委員）

それでは、第2調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第2調査部会では、11月25日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と大桃会長・西会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画について』は、新規設定23件、再設定42件、利用権移転3件、所有権移転2件で、合計件数70件、面積にして46万6,536.46㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりに決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（平岡事務局長）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、19ページに記載してありますように、17件の申請で、合計5万6,815.41㎡となっております。

それでは、戻りまして16ページの49番から順にご説明申し上げます。

議案中の49番は、吉田地内の農地2筆、5,746㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約313万円でございます。

50番は、下保内地内の農地2筆、1,530㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約100万円でございます。

51番は、下須頃地内の農地1筆、264㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。

52番、53番、54番は、長嶺、片口地内の農地10筆、2,818㎡と5筆、2,987㎡を耕作の便を図るため、相互の交換をしたいものであります。

55番は、貝喰新田地内の農地2筆、4,650㎡と見附市の農地を耕作の便を図る

ため、相互の交換をしたいものであります。

56番と59番は、下大浦地内の農地1筆、995㎡と2筆、959㎡を耕作の便を図るため、相互の交換をしたいものであります。

17ページ、57番と58番は、下大浦地内の農地各1筆、998㎡と991㎡を耕作の便を図るため、相互の交換をしたいものであります。

60番は、嘉坪川地内の農地1筆、985㎡を同一世帯の譲り受け人に贈与するものであります。

61番は、北潟地内の農地1筆、33㎡を譲り受け人の要望により贈与するものであります。

62番は、石上3丁目地内の農地13筆、9,143㎡を同一世帯の譲り受け人に20年間の使用貸借を再設定するものであります。

63番は、上保内地内の農地2筆、117㎡を同一世帯の譲り受け人に20年間の使用貸借を再設定するものであります。

18ページ、64番は、大平地内の農地7筆、1万857.41㎡を同一世帯の譲り受け人に20年間の使用貸借を再設定するものであります。

65番は、新屋地内の農地25筆、1万3,742㎡を同一世帯の譲り受け人に20年間の使用貸借を再設定するものであります。

なお、いずれも書類及び現地確認、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離、下限面積を超えていることなどから、許可要件をすべて満たしております。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第2調査部会長（31番長谷川清一委員）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの3件、交換によるもの8件、贈与によるもの2件、使用貸借によるもの4件、合計件数17件、面積にして5万6,815.41㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、通作距離、下限面積などの許可要件をすべて満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。事務局、説明願います。

事務局（平岡事務局長）

議第3号『事業計画変更承認申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、20ページに記載してありますように2件、600㎡であります。

議案中の14番は、新光町地内の土地1筆、445㎡について、売買により取得し、変更目的を5条同時申請地と一体利用で4区画の宅地分譲地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万3,000円でございます。場所につきましては、特別養護老人ホームうらだての里の北側で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

15番は、三柳地内の土地1筆、155㎡について、贈与により取得し、変更目的を既存宅地と一体利用で敷地の拡大に利用したいものです。場所につきましては、国道403号線沿い、集落内で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

なお、いずれも書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第2調査部会長（31番長谷川清一委員）

議第3号『事業計画変更承認申請について』は、件数にして2件、面積にして600㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりに決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (大桃会長)

それでは、異議ないものと認めます。

議長 (大桃会長)

続きまして、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局 (平岡事務局長)

議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、21ページに記載してありますように2件の申請で、合計402㎡であります。

議案中の15番は、東本成寺地内の農地1筆、330㎡を敷地を拡大し、12台の貸し駐車場に利用したいものです。場所につきましては、アクティスらんなんの西側付近で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

16番は、荻堀地内の農地1筆、72㎡を既存宅地と一体利用し、住宅1棟、1台駐車場に利用したいものです。場所につきましては、下田サービスセンターより南側へ行ったところで、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

なお、いずれも書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上です。

議長 (大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第2調査部会長 (31番長谷川清一委員)

議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、件数にして2件、面積にして402㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長 (大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（大桃会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（平岡事務局長）

議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、23ページに記載してありますように4件の申請で、合計5,803㎡となっております。

それでは、戻りまして、22ページの78番から順にご説明申し上げます。

議案中の78番は、新光町地内の農地2筆、915㎡を売買により取得し、4区画の宅地分譲地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万3,000円でございます。場所につきましては、特別養護老人ホームうらだての里の北側で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

79番は、事業計画変更承認申請後の第5条許可申請ですので、省略させていただきます。

23ページ、80番は、東裏館3丁目地内の農地5筆、4,439㎡を売買により取得し、小学校グラウンド造成地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万3,300円でございます。場所につきましては、現在の裏館小学校グラウンドの西側で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

81番は、下大浦地内の農地1筆、294㎡を使用貸借設定により取得し、敷地を拡大し、農家住宅1棟、農作業所1棟、3台駐車場に利用したいものです。場所につきましては、集落内で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

なお、いずれも書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第2調査部会長（31番長谷川清一委員）

議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、件数にして4件、面積にして5,803㎡で、80番の現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（大桃会長）

続きまして、議第6号『農地の競売（買受）適格者証明願いについて』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（平岡事務局長）

議第6号『農地の競売（買受）適格者証明願いについて』ご説明申し上げます。

今月の願い出は、24ページ、25ページに記載してありますように3件であります。

24ページ、議案中の物件番号1番について、競売となる土地は西潟の農地2筆、2,474㎡で、農振地域内の農用地区域内農地です。公売日は12月3日から10日。売却基準価格は436万円です。競売参加願い出者は農業の方で、経営規模拡大を図るため、願い出されるものです。場所については、井栗小学校の北側付近の農地です。

物件番号2番について、競売となる土地は西潟の農地3筆、3,424㎡で、農振地域内の農用地区域内農地です。公売日は12月3日から10日。売却基準価格は598万円です。競売参加願い出者は農業の方で、経営規模拡大を図るため、願い出されるものです。場所については、井栗小学校の北側付近の農地です。

25ページ、物件番号3番について、競売となる土地は西潟の農地3筆、2,002

m²で、農振地域内の農用地区域内農地です。公売日は12月3日から10日。売却基準価格は349万円です。競売参加願い出者は農業の方で、経営規模拡大を図るため、願い出されるものです。場所については、井栗小学校の北側付近の農地です。

なお、いずれも書類及び現地確認、取得後のすべての農地を利用すること。機械、労働力、技術、通作距離、下限面積を超えていることなどから、許可要件をすべて満たしております。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告をお願いします。

第2調査部会長（31番長谷川清一委員）

議第6号『農地の競売（買受）適格者証明願いについて』は、3件、3名の申請について、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも証明願い出者の経営面積や機械、労働力、技術、通作距離、下限面積などの許可要件をすべて満たしており、適格者証明願いは適当と判断いたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり適格者として証明を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、適格者証明書の交付を受けた者が最高競落人となり、農地法第3条申請書を提出された場合、証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可相当とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

第2調査部会長は、自席へお戻りください。

議長（大桃会長）

続きまして、議第7号『農業委員会等に関する法律施行令第3条に係る農業委員選挙人名簿の審査方法について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（平岡事務局長）

（別添資料により説明）

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第7号につきましては、ただいま事務局が説明を申し上げた手順で審査をすることについてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長（大桃会長）

それでは、報第2号から報第7号まで、続けて事務局より報告を願います。

事務局（平岡事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思います。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

皆様方からご協議をいただきたい案件がありますので、お諮りをいたしたいと思えます。毎年実施しております三条市農業委員会委員視察研修について、平成23年度は日程、研修先、研修内容等を検討していただくために、各地区2名選出の視察研修検討委員会を組織し、2泊3日で石垣島の農業試験場などを研修実施することで平成22年10月総会で決定しておりますが、そこでお諮りをしたいと思えます。検討委員選任について、私にご一任いただけるかお諮りをしたいと思えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

ご異議ありませんので、私から指名をいたします。

視察研修検討委員には、三条地区、11番、藤田委員、25番、五十嵐委員、栄地区、1番、斉藤委員、13番、山ノ内委員、下田地区、23番、大竹委員、8番、刈屋委員

の6名にお願いしたいと思います。検討委員の皆さん、よろしくお願いします。

それでは、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第1調査部会長（28番安達英作委員）

来月の調査部会のご案内を申し上げます。12月24日金曜日午前9時より第1調査部会を厚生福社会館第2集会室で行う予定ですので、関係委員の方はよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は27日を予定しております。午後3時から開会いたしまして、18時から忘年会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、長時間にわたってご審議をいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

午前10時35分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（ 5 番）

議事録署名委員（3 1 番）